

あるべきバス路線網の実現に向けた取組を着実に実施していくため、各社の担当で組織される「**共同経営推進室**」を都市バス内に設置し、全体最適に資する運行計画案を作成、各社が運行計画案を承認した上でそれに基づきバスサービスを提供する。

概要	<ul style="list-style-type: none"> 各事業者の担当で組織される「共同経営推進室」を都市バスの内部組織として設置。 共同経営推進室が各社の運行計画案をとりまとめ、各社はその計画を承認し、それに基づいてバスサービスを提供。
構成	<ul style="list-style-type: none"> バス事業者5社(各社の体制は現行のまま)
適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> 熊本都市圏の路線(桜町バスターミナル発着路線)
共同経営推進室の基本的な役割	<ul style="list-style-type: none"> あるべきバス路線網(全体最適化)の実現に資する運行計画案の作成(重複区間等の最適化、コミュニティ交通等と連携したNW維持、新規路線等の拡充、バスレーンを伴う階層化、利用促進策の拡充、経営資源の最適配置、等) 共同経営の認可に関する事務 鉄軌道、タクシー事業者、自治体等との連絡調整
“共同経営型”のメリット(現在の事業形態との違い)	<ul style="list-style-type: none"> 事業者同士でサービス内容(ダイヤ・路線・運賃等)を調整し、あるべきバス路線網の実現に資する運行計画案を作成することが可能。 事業者間で利害が対立するような路線については、運賃プール制による利害の調整が可能。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 全体最適化の推進、実行力担保のためには、自治体の補助のあり方も併せて見直すことが必要。

